

文化財活用環境整備事業補助金 応募要項

～文化財を特別な空間として活用することを支援します！～

1. 事業の目的

この事業は、小浜市内の文化財を特別な空間として活用していくために必要な環境整備に係る費用を支援することで、文化財が定期的・継続的に活用されることを目的とします。

2. 応募者の要件

市内に住所がある文化財所有者もしくは文化財を活用していくための活動拠点が市内にある団体であること。

3. 対象となる事業

文化財を特別な空間として活用するために必要な備品の購入費や、必要な修繕費用を対象とします。(令和7年2月末日までに終了するものとします)

【対象とならない事業】

- 政治上の主義もしくは施策を推進、支持し、または反対することを目的とするもの
- 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持し、または反対することを目的とするもの
- 反社会的行為の助長その他の公序良俗に反するおそれのあるもの
- その他市長が適当でないと判断したもの

4. 事業の実施年度

応募事業は、令和7年2月末日までに終了するものとします。

5. 補助金額および補助限度額

- 補助対象経費の3/4以内(一件につき上限20万円、申請が複数ある場合は審査を実施し、予算の範囲内で補助金額を決定します。)

6. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次のとおりとします。

区分	経費の種類
備品購入費	特別な空間として活用するための備品購入
修繕費	特別な空間として活用するための修繕費用
工事費	特別な空間として活用するための工事費用
その他	その他市長が必要かつ適正と認める経費

7. 採択事業者の選定

(1) 選定方法

「(2) 選定の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。

(2) 選定の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。

- ① 対象となる文化財の歴史文化的価値や地域における位置づけ

- ② 特別な空間としての活用目的、活用方法、活用頻度
- ③ 特別な空間として活用
- ④ 市内で他に事例がないか

(3) 選定結果の決定及び通知

採択する案件の決定後、申請者に対して結果の通知を行います。なお、個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

8. 応募から事業完了までの流れ（予定）

- 令和6年5月31日（金）まで 応募期間
- 6月上旬 書類審査（申請者へのヒアリングを行う場合があります）
- 6月中旬 事業の採択決定
- 6月中旬 補助金交付申請 ⇒ 交付決定
- 6月下旬～ 事業の実施
- ～2月末日 補助金実績報告

9. 採択結果の通知

採択の結果については、文書にて通知します。

10. 応募方法

- 応募方法 メール、持参、郵送のいずれか
- 応募期間 令和6年5月31日（金）まで
- 提出書類 ①事業概要書（様式第1号）
②事業計画書（様式第2号）
③収支予算書（様式第3号）
- 提出先 〒917-8585 小浜市大手町6番3号
小浜市 産業部 文化観光課【担当：山本】
Tel（直通）0770-64-6034
メール rekishi@city.obama.lg.jp
(※メール提出の場合は、念のため提出時に電話でのご連絡をお願いします)